

## 夜間における看護補助者の評価について

骨子【Ⅲ－１－（２）】

### 第１ 基本的な考え方

看護補助者の雇用や役割分担により看護職員の負担軽減を促進し、夜間の医療の質を高めるため、現行の夜間 50 対 1 急性期看護補助体制加算、夜間 100 対 1 急性期看護補助体制加算の基準を上回る看護補助者を配置している医療機関を新たに評価し、現行の点数については評価を充実する。

### 第２ 具体的な内容

看護補助者を夜間に配置している場合の夜間急性期看護補助体制加算に 25 対 1 を新設し、50 対 1、100 対 1 を引き上げる。

(新) 夜間 25 対 1 急性期看護補助体制加算 35 点  
(1 日につき、14 日を限度)

[算定要件]

25 対 1、50 対 1、75 対 1 のいずれかの急性期看護補助体制加算を算定しており、夜間看護補助者配置が 25 対 1 以上であること。

現 行	改定案
【夜間急性期看護補助体制加算】 <u>(新規)</u>	【夜間急性期看護補助体制加算】
イ 夜間 50 対 1 急性期看護補助体制加算 10 点	<u>イ 夜間 25 対 1 急性期看護補助体制加算</u> 35 点(新)
ロ 夜間 100 対 1 急性期看護補助体制加算 5 点	<u>ロ 夜間 50 対 1 急性期看護補助体制加算</u> 25 点(改)
	<u>ハ 夜間 100 対 1 急性期看護補助体制加算</u> 15 点(改)